

直接話法の意味論と語用論—もうひとつの理論 (要旨)

松阪陽一

直接話法と間接話法は多くの言語で異なる文法形式をもつことが知られているが、フレーゲ以来、両者はその報告の対象においても異なると考えられてきた。通常、直接話法 [(1a)] は、非報告者によってどのような文が発話されたのかを報告する形式であり、間接話法 [(1b)] は、被報告者の発話が表す内容 (命題) を報告するための形式であると考えられている。

- (1) a. John said, “I was making a fool of myself”.
b. John said that I was making a fool of myself.

本発表では、このような「常識」に反して、直接話法は間接話法と同様、内容の報告に用いられる形式であるという見解を擁護したい。この見解においては、(1a) のような発話は、いわば報告者が自らの口を通して被報告者に語らしめるための形式であり、直接話法の報告に用いられる文 (たとえば “I was making a fool of myself”) が被報告者の発話した文と近いものになるのは、直接話法の手段に属する事柄であって目的ではない。

本発表では、この立場が一見そう思われるほどグロテスクなものではなく、直接話法の自然言語での実際の使用を説明するという観点から、十分な動機をもつものであることを示したい。